

参考様式第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年12月28日

府中市長 小野 申人

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

府中市 宇根地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年12月21日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況

経営体数

法人 1経営体

4. 3の結果として、当該区域の中心経営体の確保状況

中心経営体はあるが、十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・中心経営体を中心として、中山間直接支払制度に取り組み、畦畔管理等を行っており、今後も継続した取り組みを行っていく。
- ・米の直接支払交付金の廃止により、主食用水稲だけでなく新たに加工用米などの栽培に取り組む。